

令和6年6月28日

文部科学大臣 殿

学校法人京都市英館  
理事長 松尾 英孝

大学等における修学の支援に関する法律第9条第1項第一号に基づく届出について

令和元年9月20日付けで大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第7条第2項に基づく確認を受けた北洋大学について、下記のとおり、確認要件を満たさなくなりましたので、同法第9条第1項第一号の規定に基づき届け出ます。

記

1. 満たさなくなった確認要件

大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。（大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項第二号）

2. その他参考となる事項

「経営要件を満たすことを示す資料」において、『収容定員に関する要件「収容定員の充足率(F)/(E)」の数値が、全ての年度で8割未満、但し、直近の「収容定員の充足率(F)/(E)」の数値が5割未満に該当しない場合であって、直近の「進学・就職率」の数値が9割を超える場合は、確認取消を猶予する。』を満たさない。

以上

(本件問合せ先)

北洋大学

事務局事務長補佐 刈屋 悌二

電話：0144-61-3111